

記 録

令 和 7 年 3 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和7年3月28日（金）

記 録

令和7年3月農業委員会定例総会議事録

令和7年3月農業委員会定例総会を令和7年3月28日（金）午後4時00分から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 教	4番	前 川 ふ じ 子
5番	平 野 直 樹	6番	山 本 孝 志
8番	鈴 野 浅 夫	9番	治 田 健
10番	松 木 親 則	11番	山 本 恵 子
12番	黒 木 耕 作	13番	池 田 慶 子
14番	新 名 浩		

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩 田 政 詞	16番	黒 木 義 行
17番	橋 口 泉	18番	菊 田 泰 徳
19番	佐 藤 力	21番	河 野 美 紀
22番	黒 木 博	23番	海 野 茂 実
24番	伊 東 松 実	25番	溝 口 一 文
26番	黒 木 藤 市	27番	黒 木 敬 治
28番	黒 木 豊 喜	29番	山 口 佐知男
30番	児 玉 克 朗		

欠席委員（1名）

7番 海 野 善 文

事務局出席者

事務局 長	北 住 英 介	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 任 主 事	黒 木 信 介	主 事	赤 木 な な 実

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

9 番 治 田 健

10 番 松 木 親 則

日程第2

- | | |
|--------|--|
| 議案第11号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第12号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第13号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第14号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用
集積等促進計画について |
| 議案第15号 | 非農地証明願いについて |
| | |
| 報告第11号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について |
| 報告第12号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第13号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 報告第14号 | 農地改良届について |
| 報告第15号 | 農地用途変更届出について |
| 報告第16号 | 取消願について |
| 報告第17号 | 農地転用許可申請後の許可状況報告について |

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

9 番

1 0 番

記 録

議事録

開 会 午後 4 時 0 0 分

議長 ただ今から、令和 7 年日向市農業委員会 3 月定例総会を開会します。
日程第 1 議事録署名委員については、9 番治田健委員、10 番松木親則委員を指名します。よろしくお願いします。
次に、日程第 2 議案審議に入ります。最初に、議案第 11 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 9、土地の所在地は平岩、畑が 1 筆で 92 ㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。所有権移転後は野菜を作付されると伺っています。
受付番号 10、土地の所在地は平岩、田が 4 筆で 725 ㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。所有権移転後は米を作付されると伺っています。
受付番号 11、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 931 ㎡です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望による売買での所有権移転です。所有権移転後は米を作付されると伺っています。
全て農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
以上 3 件皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号 9 担当の 26 番委員から補足があれば説明をお願いします。

26 番委員 26 番委員です。問題ありません。

議長 番号 10 担当の 25 番委員から補足があれば説明をお願いします。

25 番委員 25 番委員です。問題ありません。

議長 番号 11 担当の 23 番委員から補足があれば説明をお願いします。

23 番委員 23 番委員です。問題ありません。

議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案 11 号については許可することに決定します。次に、議案第 12 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 4、土地の所在地は幸脇、田が 4 筆で 1,135 ㎡です。転用目的は植林で、議案書に追認とありますとおり 3 筆は既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、申請地周辺は立木が生い茂り、機械が入らなかったことから耕作できず、申請人の父が約 50 年前に農地法の申請が必要なことを知らずに、植林してしまったということで、始末書も提出されています。残り 1 筆についても、隣接する農地で耕作できないことから、植林して管理していき

いとのことで、今回の申請に及びました。周囲に転用により影響を与える農地はありません。また、第2種農地の許可基準に該当し、資力の証明等も提出され、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。

受付番号5、土地の所在地は東郷町迫野内、畑が3筆で1,301㎡です。転用目的は植林で、議案書に追認とありますとおり既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、農地法の申請が必要なことを知らずに、申請人の父が約50年前に植林してしまったということで、始末書も提出されています。周囲に転用により影響を与える農地はありません。既に転用済みなので新たな費用は発生しないため、一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号4担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。

27番委員 27番委員です。問題ありません。

議長 番号5担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。

24番委員 24番委員です。25日に現地を確認しましたが問題ありません。

議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第12号については承認することに決定します。次に、議案第13号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号1、土地の所在地は東郷町迫野内、畑が1筆で244㎡です。転用目的は植林で、議案書に追認とありますとおり既に転用済みです。譲受人にお話を伺ったところ、約55年前に譲受人の父と所有者で農地の交換をしていましたが、所有権移転をしないまま、農地法の申請が必要なことを知らずに無断で転用してしまっていたとのことで、始末書も提出されています。新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

受付番号2、土地の所在地は富高、畑が4筆で369㎡です。転用目的は植林で、議案書に追認とありますとおり既に転用済みです。所有者にお話を伺ったところ、所有者の父が農地法の申請が必要なことを知らず、約20年前に無断で転用してしまっていたとのことで、始末書も提出されています。第2種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 番号1担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。

24番委員 24番委員です。問題ありません。

議長	番号2担当の18番委員から補足があれば説明をお願いします。
18番委員	18番委員です。問題ありません。
議長	事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号については承認することに決定します。次に、議案第14号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号2、土地の所在地は財光寺、田が2筆で991㎡です。賃貸借権による権利設定で、期間は令和7年5月1日から3年間です。 受付番号3、土地の所在地は財光寺、田が3筆で990㎡です。賃貸借権による権利設定で、期間は令和7年5月1日から10年間です。 以上2件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。ないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第14号については原案のとおり承認することに決定します。最後に、議案第15号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号3、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で279㎡です。証明内容どおり農地法施行以前から道路として使用していました。 受付番号4、土地の所在地は幸脇、田が1筆で456㎡です。証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 受付番号5、土地の所在地は東郷町迫野内、畑が1筆で618㎡です。証明内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 以上3件、皆様のご審議をお願いいたします。
議長	番号3担当の15番委員から補足があれば説明をお願いします。
15番委員	15番委員です。現地は私が小さい時から、船着き場へ降りる際の道路として利用している経緯がございます。よって問題ありません。
議長	番号4担当の27番委員から補足があれば説明をお願いします。
27番委員	27番委員です。問題ありません。
議長	番号5担当の24番委員から補足があれば説明をお願いします。
24番委員	24番委員です。現地を25日に確認しまして、問題ありません。

議長 事務局及び各担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第15号については、証明書を交付することに決定します。以上をもちまして、議案の審議を終了します。

続きまして、報告第11号から第17号までについて、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 最初に、報告第11号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてです。議案書25ページから31ページまでです。

届出件数は7件、土地は田6筆、畑12筆で面積は7,965.47㎡であります。転用目的につきましては、住宅建築、駐車場等であります。

次に、報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。議案書32ページから36ページまでです。

届出件数は5件、所有権の相続であり、土地は田12筆、畑13筆で面積は20,950.95㎡であります。

次に、報告第13号農地法第18条第6項の規定による通知についてです。議案書37ページから38ページまでです。通知件数は1件、賃貸借権の合意解約であり、土地は田3筆で面積は990㎡であります。

次に、報告第14号農地改良届についてです。議案書39ページから40ページまでです。届出件数は1件、土地は田1筆で面積は278㎡であります。

次に、報告第15号農用地変更届についてです。議案書41ページから42ページまでです。届出件数は1件、土地は田1筆で面積は72㎡であります。

次に、報告第16号取消願についてです。議案書43ページから44ページまでです。届出件数は1件であります。

以上、報告第11号から報告第16号までについて、既に事務局で届出を受け、専決処分していることを御報告いたします。

最後に、報告第17号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書45ページから46ページまでです。令和7年1月の定例総会で可決した農地法第4条申請2件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。以上となります。

事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。特にないようですので、報告案件を終了します。以上をもちまして、令和7年日向市農業委員会3月定例総会を閉会します。